

第 21 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和 8 年 2 月 25 日 13 時 30 分
- 開催場所 阿南市役所 602 会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・米山委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・武市委員・遠藤義春委員・山本委員・湯浅委員・井出委員・尾崎委員・仁尾委員・西野委員
- 欠席委員 なし
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 27 条第 3 項により会議の有効性を報告
- 事務局 事務局より議案の訂正です。
議案書 24 ページ、第 4 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画についてナンバー 58 でございます。一筆記載漏れでございます。○○○○○△△番△△、登記は田、現況も田、登記面積 568㎡です。それによって、申請面積が変わります。3,916㎡です。26 ページの総合計も変わります。田が 196 筆、登記面積が 196784.30㎡、申請面積が 195088.30㎡、計 207 筆、登記面積 200518.30㎡、申請面積が 198671.30㎡でございます。
次に、議案書 25 ページ、第 4 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について、ナンバー 59 でございます。土地所在地のうち、○○○○○△△-△△と△△-△△についてですが、この 2 筆については、小字が○○○○○ではなく、○○○○○でございます。
また、同ページのナンバー 61 についてですが、貸付人の○○○○○さんですが、「○○」の字が誤りでした。
次に、議案書 31 ページ、議案外、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、ナンバー 1 でございます。土地の所在地が、○○○○○△△番△△が正しいです。
訂正しお詫び申し上げます。
- 岡久部長 それでは第 21 回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は宝田地区の武市委員と那賀川地区の尾崎委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

米山委員 椿地区は今回、議案はございません。

岡久部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は2月20日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 橘地区は今回、議案はございません。

岡久部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は2月20日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、桑野地区お願ひします。

遠藤裕美副部長 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は2月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9から10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、見能林地区お願ひします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は2月20日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1から2ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は2月20日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から4ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11から12ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、宝田地区お願ひします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は2月20日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12から13ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、長生地区です。

それでは長生地区からご報告します。長生地区は2月20日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13から14ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、中野島地区お願ひします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は2月20日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14から17ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 大野地区からご報告します。大野地区は2月18日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の17から20ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、加茂谷地区お願いします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は2月18日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4から5ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は2月16日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の20から25ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、ナンバー46については、借受人が市外の法人であり阿南市内で実績がないため、もう少し調査が必要であると判断したため、地区付託相当とし、それ以外については許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

仁尾委員 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は2月19日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の25から26ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。お願いします。

岡久部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第3、4号議案について報告があるようなので、説明をお願いします。

事務局 失礼します。

議案書7ページ、第3号議案、ナンバー4についてですが、作物はサツマイモで、合計1,475kgの収量であり、10アール当たり1,598kgになります。徳島県農林水産統計年報よりサツマイモの単収は10アール当たり1,652kgです。これは平均単収の96.73%になります。

つづきまして、同じく、ナンバー5についてですが、作物はサツマイモで、3,150kgの収量であり、10アール当たり1,476kgになります。徳島県農林水産統計年報よりサツマイモの単収は10アール当たり1,652kgです。これは平均単収の89.34%になります。

最後に議案書14ページ、第4号議案、ナンバー22及び25ページのナンバー59から61についてですが、圃場整備の追加登録分となります。よって、借受人が、徳島県農業開発公社となっております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

岡久部長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

井出委員 この度の地区付託相当と判断した、第4号議案ナンバー46について、事務局で把握していることはありますか。

事務局 中間管理事業については、農地法第3条とは違い、通作距離や農機具の数等は、情報としては入手することはできません。

仁尾委員 今、スマートフォンで調べたら、この会社は不動産業でした。

事務局 不動産業だから、賃借ができない訳ではないので、調査が必要です。ただし、機械の有無等調査が必要かと思えます。もしも問題なければ、許可相当

であると思われます。地区付託にしている間に徳島県農業開発公社へ問い合わせをして、那賀川地区の委員に判断してもらうことは良いと思います。

井出委員 確認ですが、この法人は阿南市で農地の賃借を受けていますか。

事務局 賃借歴はございません。
事務局より、徳島県農業開発公社へ問い合わせをして、その結果を那賀川地区の委員へ報告しますので、よろしく申し上げます。

阪井委員 今回の第4号議案だが、…の一部が多いようだが、一般的には、一部は、その土地の少しの土地と判断するが、実際はその土地の大半ではないか。

事務局 表記上、大半と表記するのではなく、一部と記載することになっております。

岡久部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ここで議長を遠藤裕美副部長に交代し、質問・採決を行いたいと存じます。遠藤副部長よろしく願います。

遠藤裕美副部長 それでは、農業委員会等に関する法律第16条第8項に基づき岡久部長に代わりまして議長を務めさせていただきます。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、まず、委員案件であります13ページの第4号議案、ナンバー20については、〇〇〇〇〇〇案件、9ページの第4号議案、ナンバー1については、〇〇〇〇〇〇案件、同じページのナンバー3については〇〇〇〇〇〇案件、4ページの第1号議案、ナンバー5並びに7ページの第3号議案、ナンバー4と5については〇〇〇〇〇〇案件、16ページから17ページにかけて第4号議案、ナンバー31と32については〇〇〇〇〇〇案件となります。この分についてのご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

(意見なし)

遠藤裕美副部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇には採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇 退室)

遠藤裕美副部長 議事を再開します。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ナンバー5並びに、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてナンバー4と5及び第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について、ナンバー1、3、20、31、32の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

遠藤裕美副部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。

退室した〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 入室)

遠藤裕美副部長 退室されておりました、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇へ先ほどの案件については承認されたことを報告いたします。それでは議事を再開するにあたり、議長を岡久部長と交代いたします。

岡久部長 それでは、議事を再開します。

委員案件以外のそれぞれ各案件について、ご質問がありましたら発言願います。

(意見なし)

岡久部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。

先ほどの委員案件以外の内、第4号議案ナンバー46については、地区付託とし、それ以外の案件について一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。今回の第21回農地部定例会の内、第4号議案ナンバー46については地区付託とし、その他の第1号議案から第4号議案は、全て承認です。

岡久部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

阪井委員 今回、委員案件で、5名の方が退席されたが、委員案件が過半数いた場合どうするのか。

事務局 毎回、局長が、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告しているが、その要件として、委員の過半の出席つまり、阿南市農業委員会では10名以上の参加が必須条件となっています。もしも、欠席者を含む委員案件が10名以上いた場合、委員案件で退席者を自身案件以外で条件下で、半分づつに分けて決議をするといったようなことを行う予定となっています。

 この際、委員案件について確認します。委員案件とは、本人及び配偶者、同居の1親等を指します。もしも、事務局が、本人以外で見落としがあったら、即指摘していただきたいです。議決が無効となります。

岡久部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 (活竹祭のお礼)
 (全国農業新聞の記事掲載について)

岡久部長 ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第21回農地部定例会を閉会いたします。次回は、3月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会